

宜野湾市告示第 40 号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年法律第 102 号）第 13 条第 1 項の規定により、特定事業の見通しを定めたので、次のとおり告示する。

平成 26 年 6 月 2 日

宜野湾市長 佐喜眞 淳

- 1 特定駐留軍用地の名称 キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）
- 2 特定事業の種類 緑地、公園
- 3 特定事業の用に供する土地の面積 70,000 平方メートル